【別紙３】

法第７条第１項の株式会社日本政策金融公庫の資金のうち、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第７条第１項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（平成３年大蔵省・農林水産省告示第５号）の第二の三に掲げるものの貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

１　食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事　業　費（千円）
計				

（記載上の注意）「施設等名称」の欄は、計画書３（４）に記載した施設等のうち、１の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

２　せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事　業　費（千円）
計				

（記載上の注意）「施設等名称」の欄は、計画書３（４）に記載した施設等のうち、２の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。